

養父市U・Iターン 介護人材確保事業補助金について

養父市では、市内の介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所にUターン・Iターン及び新卒で就職する人に対して、本市への引越費用、就職祝金、資格取得に要する費用の一部などを補助します。



《 補助の内容等 》

- (1) **引越費用** 補助対象者が市外から養父市に転入する際に、引越業者に支払った引越費用の一部を支給します。＜7万5千円限度＞
- (2) **就職祝金** 介護福祉士、看護師等の資格を有する者及び新卒者が市内の介護サービス事業所等に就職したときに支給します。＜10万円＞
- (3) **資格取得費用** 介護サービス事業所等に新たに雇用された日から1年以内において、介護サービス等を実施するために必要な資格取得に要した費用を支給します。ただし、他の同種の補助金等を受給しているときは、その補助金等を控除した額を支給します。＜10万円限度＞
- (4) **資格取得祝金** 就職した後に、研修等の受講等により、従事者として必要な資格取得をしたときに支給します。＜10万円＞
- (5) **その他** 《家賃補助》 やぶ暮らし住宅支援制度の活用による一部補助があります。
最大24万円（1年間） ※年齢要件等あり
《市営住宅の申込み》 転入予定者も入居申込みできます。
※所得等の入居要件あり

《 対象要件 》

- (1) 市内の介護サービス事業所等に就職したUターン・Iターン者
- (2) 市内の介護サービス事業所等に就職した新卒者

※U・Iターン者 雇用日の6カ月前から雇用日の6か月後までの間に、市外から養父市に住所を移した者。

※介護サービス事業所等とは、本市に事業所を有する下記の事業所

- ・介護保険法に規定する介護サービス事業所
- ・障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業所
- ・児童福祉法に規定する障害児通所支援事業所

※3年以内に離職又は市外に転出したときは、補助金を返還していただく場合があります。

【お問合せ先】 養父市役所 健康福祉部 介護保険課

〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿 1675 番地

TEL:079-662-7603 FAX:079-662-2601

E-mail : kaigo@city.yabu.lg.jp